

第 4 8 号議案

東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、日暮里駅西口自転車置場を一部移設する等のため提出します。

東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和59年12月台東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第14条」を「前条」に改める。

別表（2）の部日暮里駅西口自転車置場の項中「東京都台東区谷中七丁目15番先区道台第77号線」の次に「、同七丁目16番・21番先」を加える。

付 則

この条例は、台東区規則で定める日から施行する。